



三次市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助等を行っている団体の
監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年3月28日

三次市監査委員 升 本 美知子

三次市監査委員 増 田 誠 宏



(別紙)

監 査 結 果

第1 監査の対象団体及び担当部署

- ・三次市民生委員児童委員協議会【担当課：福祉保健部社会福祉課】
- ・三次市文化連盟【担当課：教育委員会教育部社会教育課】

第2 監査の実施期間

令和7年2月3日（月）～令和7年3月3日（月）

第3 監査の目的及び方法

令和5年度に市が交付した補助金について、その交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか監査した。

監査の方法は、監査対象団体及び担当部署に関係書類の提出を求め、その全部又は一部について調査するとともに、実地調査及び関係者から説明を聴取することにより実施した。

第4 監査の結果

監査対象団体に交付された補助金について監査した結果、関係書類等を監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正又は改善である事項が認められた。

なお、次に掲げるものを要望事項とし、指摘事項等の詳細については、それぞれの監査の過程において触れたので省略する。

1 対象団体（共通）

出納その他の事務について、一部に書類の不備、記載誤り等が見受けられた。改善等が必要な事項については担当部署の指導を受け、適切な事務処理に努められたい。

今後も、担当部署と連携し、補助金の使途について透明性を確保できるよう、事務処理等のチェック及び記録を十分にされたい。

2 担当課（共通）

補助金交付団体の会計・事務処理等の現状や課題を定期的に把握し，効率的な事務処理等が行えるよう指導監督を行われたい。

また，補助金の使途について透明性を確保するとともに，交付の目的やその効果等を検証し，定期的に見直しの必要性について検討されたい。